

# 地域包括ケアシステム構築に向けた多摩区の地域づくり支援業務委託 に係る企画提案書評価基準について

## 1 評価方法

次に定める評価項目・評価基準に基づき、企画提案書の書類審査により評価を行う。

### (1) 評価項目、評価の視点

#### ① 事業目的の理解度

本業務の目的を十分理解した提案か。実施方法は妥当であるか。提案内容が分かりやすいものであるか。

#### ② 企画作成力・企画視点・独創性

企画作成に際し、幅広い視点で、かつ分かりやすい提案となっているか。独創性があるか。

#### ③ 専門的知識

事業実施に必要な専門的な知識、能力、ネットワーク等を有しているか。

#### ④ 実現性

今後の展開が具体的かつ実現可能なものであるか。

#### ⑤ 業務実施体制

業務を実施するスタッフ体制が確保されているか。(業務が実施できる十分な人員が確保されているか。)

#### ⑥ 実績

本事業と類似性の高い業務実績を有しているか。

#### ⑦ 企画提案内容と見積額の整合性

費用対効果の面から適切な見積額となっているか。予定価格と整合がとれているか。

### (2) 評価基準

評価項目ごとに次により評価を行う。

(優秀 5点、良好 4点、普通 3点、やや劣る 2点、劣る 1点)

なお、⑦企画提案内容と見積額の整合性について次により評価を行い、見積額が著しく低価格であった場合は、評価を保留することがある。

(契約上限額の85%未満 5点、契約上限額の85%以上90%未満 4点、契約上限額の90%以上95%未満 3点、契約上限額の95%以上100%未満 2点、契約上限額の100% 1点)

### (3) 配点基準

評価項目ごとに、優秀は1社以内、良好は2社以内とする。

なお、⑦企画提案内容と見積額の整合性については除く。

また、評価項目①事業目的の理解度、②企画作成力・企画視点・独創性、③専門的知識については事務局による集計の際に、評価委員の採点結果を2倍にして計算する。

## 2 順位の決定方法

各評価委員の採点結果の合計点により順位をつける。最高得点の企画提案者が複数あった場合、次の選考過程により最終順位を確定する。

なお、合計点を出席委員の人数で割った平均点が30点未満（50点満点中）である場合、順位に関わらず受託者として特定することができない。

- (1) 1(1) 評価項目①事業目的の理解度の合計点が最も高い業者
- (2) (1)に該当する業者が複数ある場合、1(1) 評価項目③専門的知識の合計点が最も高い業者
- (3) (2)に該当する業者が複数ある場合、1(1) 評価項目②企画作成力・企画視点・独創性の合計点が最も高い業者
- (4) (3)に該当する業者が複数ある場合、1(1) 評価項目⑤業務実施体制の合計点が最も高い業者
- (5) 上記によりがたい場合は、委員の協議により最終順位を決定する。